

第3期障がい児福祉計画

I 障がい児福祉計画について

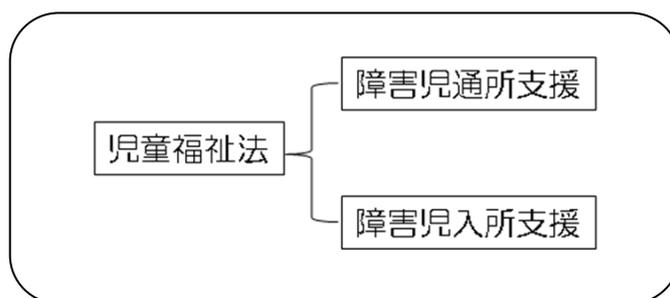
1 計画の性格

平成 28（2016）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28（2016）年法律第 65 号）」が成立し、平成 30（2018）年度から障がい児福祉計画の作成が義務付けられました。

本計画では、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込量、そして見込量を確保するための方策を定めます。

本村の障がい児福祉計画は「村障がい者福祉計画」と一体的に策定します。

〔各種福祉サービスの位置づけ〕



障がい児等が利用できる主な福祉サービスには、児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所支援があります。

なお、障がい児も総合支援法に基づく自立支援給付事業、地域生活支援事業が利用できます。

2 国の指針等

(1) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、次に掲げる点に配慮して、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る。

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
 - i 重度心身障がい児及び医療的ケア*児に対する支援体制の充実
 - ii 強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児に対する支援体制の充実
 - iii 虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備
- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

(2) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供のために、以下の点にも配慮しながら、その体制整備を進める。

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの配置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
- ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ④ 医療的ケア*児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
- ⑤ 障がい児入所施設に入所する児童が成長に応じた環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

Ⅱ 主な目標

1 障がい児支援の提供体制の充実（成果目標）

（1）障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備

児童発達支援センターの設置及び、保育園等の育ちの場において各関係機関と連携を図りながら支援を行う体制づくりを進め、令和8（2026）年度末までに体制を構築します。

| |
|-----------------------|
| 令和8（2026）年度末までに整備します。 |
|-----------------------|

（2）児童発達支援センターの設置及び充実

既存の児童発達支援事業所であるたけのこ園、こども課、教育委員会事務局等の関係機関と協議し、令和8（2026）年度末までに児童発達支援センターの設置を目指します。

| | | |
|---------------|-----|-----------------------|
| 児童発達支援センターの設置 | 1か所 | 令和8（2026）年度末までに設置します。 |
|---------------|-----|-----------------------|

（3）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築及び充実

たけのこ園や放課後等デイサービス事業所等と連携し、保育所等訪問支援を行うことができる体制を令和1（2019）年度に構築し、村内には令和4（2022）年度より新たに1か所設置されました。今後も体制を維持するとともに、更なる充実を検討します。

| | | |
|---------------------|-----------|--------------------------|
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の充実 | 村内に1か所設置済 | 体制を維持するとともに、更なる充実を検討します。 |
|---------------------|-----------|--------------------------|

(4) 主に重症心身障がい児・医療的ケア*児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行うことができる事業所を、圏域内に1か所設置済みです。今後も体制を維持するとともに、更なる充実を検討します。

| | | |
|--|------------|------------------------------|
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 圏域内に1か所設置済 | 圏域内に1箇所設置済みです。今後は更なる充実を図ります。 |
|--|------------|------------------------------|

(5) 医療的ケア*児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア*児が適切な支援を受けられるよう、自立支援協議会を協議の場として位置づけ、医療的ケア*児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

また、令和8(2026)年度までに医療的ケア*児コーディネーターの配置を目指します。

| | | |
|----------------------|------|---------------------------------------|
| 医療的ケア*児支援のための協議の場の設置 | 設置済 | 自立支援協議会こども・若者部会を協議の場と位置づけ、協議を続けていきます。 |
| 医療的ケア*児コーディネーターの配置 | 配置予定 | 令和8(2026)年度までに配置を目指します。 |

2 活動指標

① 児童発達支援

- ・ たけのこ園等の児童発達支援事業所に通所して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の獲得、集団との関わりへの支援などを行います。

| 年度 | 第2期計画の実績 | | | 第3期計画の見込量 | | |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 令和3 (2021) | 令和4 (2022) | 令和5 (2023) | 令和6 (2024) | 令和7 (2025) | 令和8 (2026) |
| 人日分 | 150.0 | 168.8 | 149.3 | 180 | 180 | 180 |

■見込み

- ・ 年度ごとに多少の変動がありますが、今後も一定の利用が見込まれます。

■確保策

- ・ 第3期でも、引き続き現状の量に対応できる体制を維持します。

② 放課後等デイサービス

- ・ 就学している障がい児を対象に、授業の終了後または休業日に事業所に通所して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

| 年度 | 第2期計画の実績 | | | 第3期計画の見込量 | | |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 令和3 (2021) | 令和4 (2022) | 令和5 (2023) | 令和6 (2024) | 令和7 (2025) | 令和8 (2026) |
| 人日分 | 539.9 | 585.4 | 705.8 | 750 | 800 | 850 |

■見込み

- ・ 事業所の増加や早期発見・支援の推進により、特別支援学校（学級）だけでなく小中高等学校からも利用する児童が増加しており、今後も利用量は増加すると見込まれます。

■確保策

- ・ 第3期では、事業所の維持・拡大や人材の確保・育成のための支援策も行いながら、さらなる利用増に対応できるよう努めます。

③ 保育所等訪問支援

- ・保育所等に通う障がい児を対象に、保育所等を訪問し、集団生活をしていくうえで必要な力を身に付けるために専門的な支援等を行います。

| 年度 | 第2期計画の実績 | | | 第3期計画の見込量 | | |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 令和3 (2021) | 令和4 (2022) | 令和5 (2023) | 令和6 (2024) | 令和7 (2025) | 令和8 (2026) |
| 人日分 | 0.3 | 0.8 | 0.0 | 6 | 8 | 10 |

■見込み

- ・令和3（2021）年度から利用実績があり、今後も利用希望者が増える見込みです。

■確保策

- ・第3期では、上記の利用を想定して訪問支援のできる体制を維持します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

- ・児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいのある児童に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の獲得などの支援を行います。

■見込み

- ・令和3（2021）年度以降での利用実績はありません。村内に事業所がないため、今後も新たな利用を見込んでいません。

■確保策

- ・利用者が見込まれる場合には、確保できるように関係機関と連携していきます。

⑤ 福祉型障害児入所施設

- ・ 障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。支給決定は都道府県が行います。

■見込み

- ・ 令和3（2021）年度以降での利用実績はありません。今後も新たな利用を見込んでいません。

■確保策

- ・ 利用者が見込まれる場合には、確保できるように関係機関と連携していきます。

⑥ 医療型障害児入所施設

- ・ 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。支給決定は都道府県が行います。

■見込み

- ・ 令和3（2021）年度以降での利用実績はありません。今後も新たな利用を見込んでいません。

■確保策

- ・ 利用者が見込まれる場合には、確保できるように関係機関と連携していきます。

⑦ 障害児相談支援

- ・児童福祉法に基づく福祉サービス、教育、その他のサービスを含んだ生活全般にわたり、計画的なプログラムに基づいた自立支援サービスの利用計画を作成するサービスです。

| 年度 | 第2期計画の実績 | | | 第3期計画の見込量 | | |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 令和3 (2021) | 令和4 (2022) | 令和5 (2023) | 令和6 (2024) | 令和7 (2025) | 令和8 (2026) |
| 人/月 | 17.9 | 21.5 | 24.4 | 24 | 26 | 28 |

■見込み

- ・相談件数は増加傾向にあり、今後も相談ニーズについて質・量の両面での対応が求められると見込まれます。

■確保策

- ・第3期では、関連機関との連携強化等による相談対応の質の向上も視野に、利用ニーズに対応できる体制を維持・向上させていきます。

医療的ケア*児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

| 年度 | 第3期計画の見込量 | | |
|------|------------|------------|------------|
| | 令和6 (2024) | 令和7 (2025) | 令和8 (2026) |
| 配置人数 | 1 | 1 | 1 |

発達障がい*児者に対する支援

| | 令和6 (2024) 年度 | 令和7 (2025) 年度 | 令和8 (2026) 年度 |
|---|---|------------------|------------------|
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数 | 40 人 | 40 人 | 40 人 |
| ピアサポート*への活動への参加人数 | ピアサポート*活動について学ぶ機会の設定と、ピアサポート*活動への支援方法を検討。 | | |